

受注者提出書類一覧表

機械設備工事・電気設備工事（営繕工事を除く）

2025/5/26

No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式 (参考県様式)	書類作成者		受注者書類作成(区分)					電子納品の対象	備考
				発注者	受注者	提出			受注者 保管			
						補助 事業	500 万円 以上	500 万円 未満 130 万円 超		130 万円 以下		
1	請負代金内訳書	工事請負契約約款第3条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-4	第24号様式		○	○	○	○		○	○	契約書を作成する全ての工事
2	コリンズ登録内容確認書 (受注、変更、竣工、訂正)	県建設工事共通仕様書第1編1-1-6			○					○	○	・請負金額500万円以上は契約後10日以内に登録 ・監督員はJACICより送付されたメールで確認
3	着工届	-			○	○	○	○	○			仕様書番号の前に「令和〇〇年度」と明記
4	工程表	工事請負契約約款第3条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-4	第21号様式		○	○	○	○				契約締結後10日以内に提出（着工届に添付） （契約約款に基づく簡易なもので良い）
5	請求書（前払金）	工事請負契約約款第35条			○	○	○	○				
6	現場代理人届・技術者届	建設業法第26条 工事請負契約約款第10条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-48 5	第22号様式		○	○	○	○				・請負金額4,500万円以上は「専任」技術者 ・下請金額5,000万円以上は「監理技術者」
7	火災保険、建設工事保険等加入の写し 法定外の労災保険加入の写し	工事請負契約約款第58条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-46 1～5			○					○	○	・監督員に提示。 ・検査員から求められた場合は提示。
8	施工体制台帳	建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律第15条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-11 1、第1 編1-1-11 4、第1編1-1-43 1	第18号様式		○	○	○	○			○	・下請契約を締結した全ての工事が対象。 ・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正に ついて(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に 基づき作成する。 ・下請（再下請）契約がある場合、契約書又は請書の内訳書 をすべて提出する。警備業は施工体系図に記載のみ。 ・下請（再下請）契約書又は請書の内訳書を添付すること。 ・下請（再下請）の技術者資格及び雇用を証する書類を添付 する。 ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険未加入者との契約は出 来ないので注意すること。
9	下請負人契約書の写し	建設業法施行規則第14条の2第2項			○	○	○	○			○	
10	再下請通知書	建設業法施行規則第14条の4	第18-1号様式		○	○	○	○			○	
11	作業員名簿	建設業法施行規則第14条の2第1項第4号	第18-2号様式		○	○	○	○			○	
12	施工体系図	建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の6 県建設工事共通仕様書第1編1-1-11 2、第1 編1-1-11 4、第1編1-1-43 1	第19-1号様式 第19-2号様式		○	○	○	○			○	
13	掛金収納書（電子申請方式） 他の退職金共済制度の加入証明書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-46. 6	第29号様式 第30号様式		○	○	○	○			○	電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に 掛金収納書を貼り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、 撮影によるデータも可。
14	建設廃棄物処理委託契約書の写し 建設廃棄物処理能力の確認記録	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の2 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施 行規則第9条 岐阜県建設副産物適正処理実施要綱第1章第 6 五、第2章第2.3 (H16.6.22通知 基整 835号)			○	○	○	○			○	・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し、産業廃棄物処分量 の許可証の写し、再生利用に係る環境大臣認定証の写しなど を添付。 ・建設廃棄物処理能力の確認記録は、契約締結前に確認し、 監督員に提示。また、検査員から求められた場合は提示。
15	施工計画書（当初、変更）	県建設工事共通仕様書第1編1-1-5、第1編 1-1-43 1、第1編1-1-43. 3	第1号様式		○	○	○	○			○	・500万円未満でも、特記仕様書等により提出を求められた場 合は提出。 ・重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外） には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を 監督職員に提出する。 ・創意工夫に関する事項は、実施内容を施工計画書に記載す ること。
16	設計図書の照査確認資料	工事請負契約約款第18条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-3. 2			○	○	○	○			○	契約書18条第1～5号に該当する事実があった場合は打合せ（記 録簿）を行い、協議書として提出。
17	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	建設業に属する事業を行う者の再生資源の 利用に関する判断の基準となるべき事項を 定める省令第9条第1項 県建設工事共通仕様書第1編1-1-20 5、第1 編1-1-20 6			○	○	○	○	○		○	・該当する建設資材を搬入、建設副産物を搬出する予定があ る場合、建設副産物情報交換システムにより作成し提出。 ・施工計画書を提出する場合は、施工計画書に含めて提出。 ※100万円以上130万円未満についても同様とする。
18	使用材料調書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-43 1	第13号様式		○	○	○	○			○	高頻度材料は一覧表にマーキングし協会発行の証明書で省略 できる。（主要資材計画書の様式と同様）
19	材料納入伝票				○					○	○	・監督員及び検査員から求められた場合は提示。 ・打合せ簿で提出した場合は電子納品の対象
20	工事測量結果（設計図書との照合）	県建設工事共通仕様書第1編1-1-42 1			○	○	○	○			○	設計図書と一致している場合は、提出不要。
21	材料検査（試験）願	工事請負契約約款第13条 県建設工事共通仕様書第2編1-2	第6号様式		○	○	○	○			○	設計図書に品質が明示されていない場合、検査を実施する。
22	段階確認報告書	工事請負契約約款第14条	第15-1号様式	○		○	○	○				・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管 理資料を利用し、実測値を記載したものを添付することで段 階確認報告書の記載を一部省略できる。 ・監督員が臨場した場合は、状況写真等は不要。 ・監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の 撮影を省略できる。
23	工事履行報告書	工事請負契約約款第11条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-28、第1編 1-1-43 1	第16号様式		○	○	○	○			○	・特記仕様書等に定められた場合は、施工状況写真を添付し て提出。 ・添付資料（実施工程表等）は不要であるが、監督員から工 事履行状況など確認を求められた場合、実施工程表などを提 示。
24	指示・承諾・協議・提出・報告書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-43 1	第12号様式	○	○	○	○	○			○	・必要事項が発生した場合、その都度提出。 ・重要な内容等は、書面で行うこと。
25	出来形届		第25号様式		○	○	○	○				
26	出来形写真	工事請負契約約款第38～42条			○	○	○	○				
27	出来形内訳書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-24	第26号様式	○	○	○	○	○				・出来高払いがある場合。 ・請求書（出来形）は、出来形検査合格後に提出。
28	出来形明細書			○	○	○	○	○				
29	請求書（出来形）	工事請負契約約款第38条			○	○	○	○				

受注者提出書類一覧表

機械設備工事・電気設備工事（営繕工事を除く）

2025/5/26

No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式 (参考県様式)	書類作成者		受注者書類作成(区分)					電子納品の対象	備考
				発注者	受注者	提出			受注者 保管			
						補助 事業	500 万円 以上	500 万円 未満 130 万円 超		130 万円 以下		
30	事故速報	県建設工事共通仕様書第1編1-1-34			○	○	○	○	○			工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督職員に連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに提出。
31	事故発生報告書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-34	第7号様式		○	○	○	○	○			
33	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 県建設工事共通仕様書1-1-1-20-2			○				○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・工事検査時までに監督員並びに検査員へ提示。 ・電子マニフェストを利用した場合は「受渡確認票」及び「一覧表」を提示。 ・少量で一時的に保管する場合は覚書提出。（一時保管状況写真を添付）最終処分完了後に監督員にマニフェスト原本を提示。 ・130万円以下の場合、E票のコピーを提出。
35	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	再生資源に関する省令 県建設工事共通仕様書第1編1-1-20 7、第1編1-1-20 8、第1編1-1-43 1			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完成後、速やかにCOBRISに登録すること。 ・監督員並びに検査員はコプリス（HP）で確認。
36	完成届	工事請負契約約款第32条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-23 1	第27号様式		○	○	○	○	○			仕様書番号の前に「令和〇〇年度」を明記。
37	完成写真				○	○	○	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ・トレースに完成部分（赤色）、撤去解体工事は既設部分（青色）を着色。 ・請負金額500万円以上は位置図を添付。
38	請求書（完成時）	工事請負契約約款第33条			○	○	○	○	○			工事検査合格後に提出。
39	掛金充当実績総括表	建設業退職金共済制度の適正履行の確保に	第31号様式		○					○	○	工事検査時までに監督員並びに検査員へ提示。
40	建退共証紙受払簿	ついて（R3.3.30付建設業課発第41号）			○					○	○	
41	掛金充当書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-46 6			○					○	○	
42	被共済者就労状況報告書				○					○	○	
43	工事写真	工事請負契約約款第14条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-27 8、第1編1-1-43 1			○	○	○	○	○		○	工事写真（完成時）の提出については、電子納品が望ましい。※打ち出し提出を受注者に強要しない。
44	出来形管理総括表	県建設工事共通仕様書第1編1-1-22 2、第1編1-1-43 1			○	○	○	○			○	
45	出来形管理図表				○	○	○	○			○	測定位置がわかる省略図を添付。
46	出来形管理一覧表				○	○	○	○			○	
47	品質管理総括表				○	○	○	○			○	
48	品質管理図表	県建設工事共通仕様書第1編1-1-43 1			○	○	○	○			○	試験結果報告書（水圧試験、温度測定、絶縁・接地抵抗試験、引抜強度試験、締付力試験など）
49	使用資材、機器の品質証明・性能証明書				○	○	○	○			○	試験成績表、性能試験結果、ミルシート等
50	使用資材・機器等の出荷証明証				○	○	○	○		○	○	
49	休日・夜間作業届	県建設工事共通仕様書第1編1-1-41 2、第1編1-1-43 1	第8号様式		○	○	○	○			○	現道上の工事以外は、様式提出は不要で口頭、電子メールでの連絡可。また、事前に予定工程表の提出により省略できる。
50	安全教育実施記録	労働安全衛生法 県建設工事共通仕様書第1編1-1-31 9-(3)			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員に提示。 ・検査員から求められた場合は提示。
51	安全巡視、TBM、KY等の実施記録	労働安全衛生法 県建設工事共通仕様書第1編1-1-31 9-(3)			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員に提示。 ・検査員から求められた場合は提示。
52	新規入場者教育の実施記録	労働安全衛生法 県建設工事共通仕様書第1編1-1-31 9-(3)			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員に提示。 ・検査員から求められた場合は提示。
53	道路使用許可書の写し	道路交通法第77条 県建設工事共通仕様書第1編1-1-40 3			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員に提示、請求があった場合は写しを提出。 ・検査員から求められた場合は提示。
54	過積載防止の記録等（写真等）	道路交通法第58条の5 県建設工事共通仕様書第1編1-1-37 19			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員に提示。 ・検査員から求められた場合は提示。
55	低騒音型建設機械の記録等（写真等）	県建設工事共通仕様書第1編1-1-35 7			○					○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員に提示。 ・検査員から求められた場合は提示。
56	創意工夫・社会性等の報告書	県建設工事共通仕様書第1編1-1-43 3			○	○	○	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の報告は様式のみ提出とし、添付資料は必要最小限（写真1枚程度）とする。 ・現場におけるSDGsは、創意工夫として提出。
	工事完成図書等				○	○	○	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書、完成図書、取扱説明書、保証書等（保証書の保証開始日は、原則工事目的物の引渡し日とする。）
57	下請に対する引き取り（完成）検査				○					○		下請契約がある場合は、書面で実施していること。
58	建設発生土残土処分関係				○	○	○	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬台数、状況写真、受入証明証等により確認。 ・少量で一時的に保管する場合は覚書提出。（一時保管状況写真を添付）最終処分完了後に監督員に受入証明証等を提示。
59	工事修補完了届	工事請負契約約款第32条			○	○	○	○				工事検査に合格しない場合は、直ちに修補又は改造して完了後の写真を提出し、再検査を行う。